

I 子どもアシストセンターの概要

1 設置目的と性格

札幌市子どもの権利救済機関（以下、通称名の「子どもアシストセンター」という。）は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「条例」という。）」第33条に規定する子どもの権利救済委員制度として、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に設置された公的第三者機関です。

子どもアシストセンターでは、子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行うとともに、権利侵害からの救済の申立てなどに基づき、その子どもの最善の利益の実現を図るため、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。

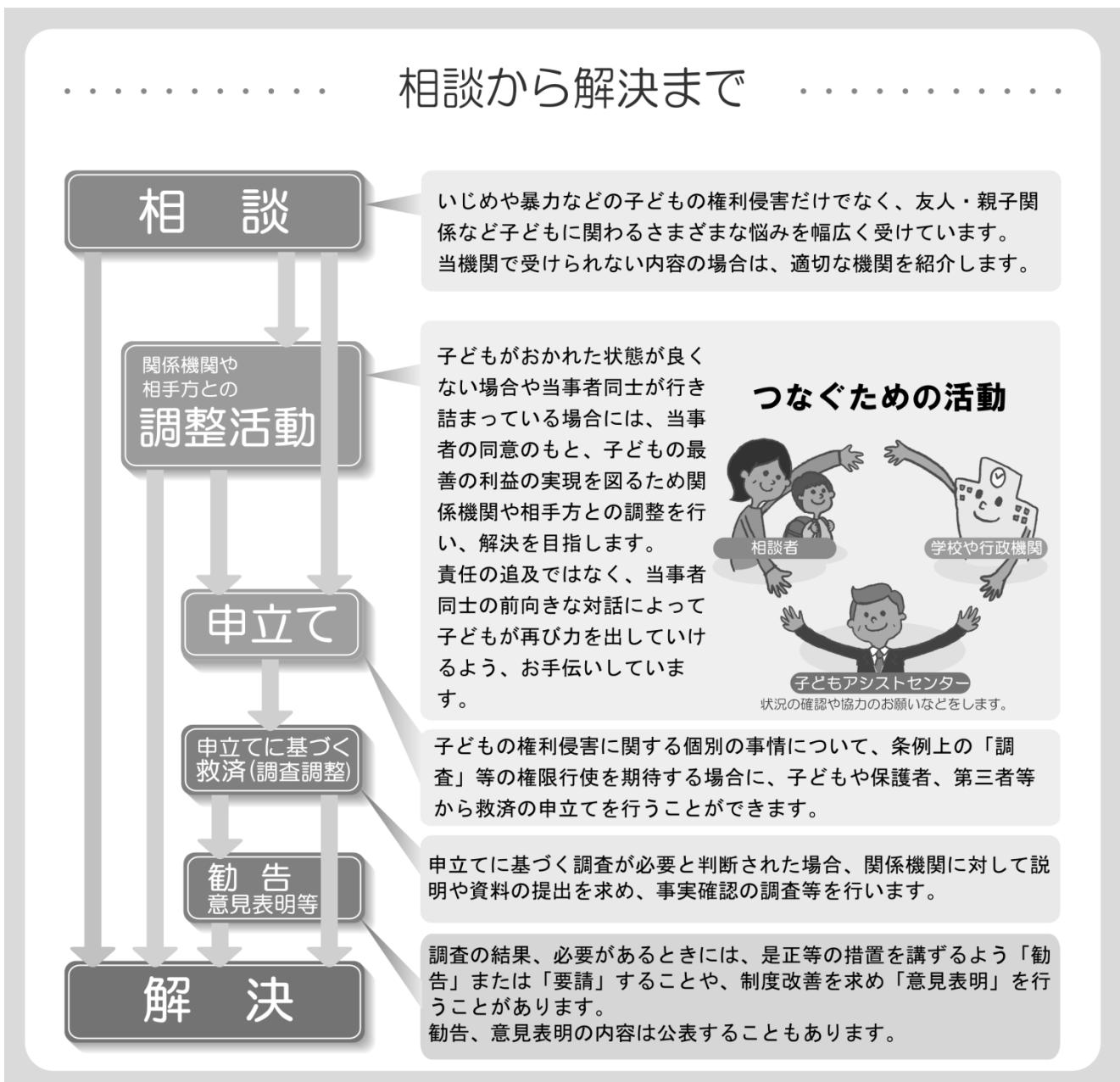
この機関の特徴は、行政からの独立性が確保された、いわば子どものためのオンブズマンであるところにあり、救済委員には、必要と判断した場合に「勧告」、「意見表明」、「是正要請」などを行う権限が付与されています。

2 運営体制

組織体制	<ul style="list-style-type: none">委員等 救済委員 2名（弁護士・臨床心理士：平成27年度）、調査員 3名、相談員 7名事務局 4名（事務局長1、事務局次長1、係長職1、担当職員1） ※事務局長は子ども育成部長兼務
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none">「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。
相談・救済の基本的対応	<ul style="list-style-type: none">相談を通して、子どもに関わるさまざまな悩みを幅広く受けながら、子どもの権利侵害からの救済を図っていきます。救済の申立ての対象は、権利を侵害された子どもの個別救済です。解決のために必要があるときは、申立ての有無に関わらず相談者の同意を得て調査や調整を行いますが、相手を諫めたり白黒をつけるために行うものではなく、何がその子どもにとって最善であるかを関係者が共有し相互に理解しながら、子どもを支援することを目的としています。
対象	<ul style="list-style-type: none">18歳未満の子どもが対象です（18歳又は19歳であっても、高校3年生など18歳未満の子どもと同じような環境にある場合は対象となります）。札幌市内に在住する子どもが対象です（札幌市外に在住する子どもでも、札幌市内の学校や施設に通学や入所していたりする子どもは、相談や救済の申立ての原因となった事実が札幌市内で発生した場合には対象）。申立てによる救済の対象は、救済申立ての原因となった事実のあった日から、3年を経過していないものです。
相談時間帯	<ul style="list-style-type: none">月～金 午前10時から午後8時まで土 午前10時から午後3時まで <p>※ 日曜・祝日、年末年始は休み ※ 電子メールの受信は年中・終日可能</p>
相談方法	<ul style="list-style-type: none">電話（子ども専用の通話料無料電話 0120-66-3783、大人用 011-211-3783）電子メール（assist@city.sapporo.jp）面談
所在地	札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階

3 相談・救済の流れ

子どもアシストセンターでは、子どものさまざまな悩みについて相談を受けるところから始まります。相談だけで解決に至らない場合などは、救済の申立てを行うことができ、必要に応じて、関係機関に対する調査などが行われるほか、勧告や意見表明が発せられる場合があります。



解説

救済委員（2名）

子どもアシストセンターのまとめ役。専門的な立場から、寄せられる相談の内容を検討して、調査員や相談員に指示や助言を与えます。

平成27年度は、弁護士と臨床心理士が市議会の同意を得て任命されています。

調査員（3名）

学校や他の機関などに働きかけて、子どもに関わるトラブルについての事実関係の確認や、関係者の話し合いの場を設けるなどの活動を行います。

平成27年度は、弁護士や福祉関係の経験者、教育関係の経験者が調査員を務めています。

相談員（7名）

毎日、子どもや大人から、電話・メールなどでさまざまな相談が寄せられます。相談機関の経験者、教育関係の経験者などのベテランから若い相談員まで、さまざまな経験をもつスタッフが、ひとつひとつの相談に丁寧に対応します。